

經濟論叢

第157卷 第3号

哀 辭

故 島恭彦名譽教授遺影および略歴

金融的ヒエラルキーと過剰金融……………本 山 美 彦 1

寡占市場における組合化の効果：

産業別 vs 企業別組合……………石 黒 真 吾 20

中小企業の存立・成長と研究開発……………蘇 顯 揚 33

芸術支援政策の財政問題(1)……………金 武 創 51

追 憶 文

島恭彦先生の業績を偲ぶ……………宮 本 憲 一 67

弔辭……………廣 田 司 朗 71

島ゼミナールの思い出……………横 田 茂 73

平成8年3月

京 都 大 學 經 濟 學 會

芸術支援政策の財政問題（1）

——イギリス芸術評議会の財政分析——

金 武 創

I はじめに

本論文は余暇先進国であるイギリスの事例を中心として，芸術支援政策の財政問題を考察するものである。

序論では，公共財理論の視点から，芸術支援政策における財政動向，助成金芸術と消費者主権，芸術支援政策における政府組織モデルの変遷といった3つの研究方向を示すことを試みる。

次いで，イギリスにおける芸術支援政策の中核をなすイギリス芸術評議会（Arts Council of Great Britain：以下 ACGB）の財政分析を行う。ここでは，ACGB 財政の歴史的変化を一次資料の分析から検討する。その上で，各々の時代における ACGB の政策目標と問題解決手法，その成果と課題の検討に努める。

そして，イギリス芸術支援政策の財政問題とその将来像を三つの論点から考察する。まず第一に，1970年代までの財政膨張とそれ以降の抑制傾向を実証した上で，ACGB 単独で公共財供給を行う芸術支援システムの発展とその限界をまとめる。次いで，イギリス芸術支援政策の特長である arm's length 原則の功罪に関して，芸術表現の自由を保障する利点と納税者の意向を反映できないマイナス面と評価し，納税者の嗜好と公共財供給との乖離の可能性を指摘する。第三に，ACGB における政府組織モデルの歴史的変化を1970年代までのヒエラルキーモデルの形成と1980年代の市場主義モデルの導入と整理し，地域

住民の意向を反映できるネットワークモデルの将来像に言及する。

1. 公共財理論による芸術支援政策の位置付け

マズグレイヴは公的欲求を充足させる財・サービスである公共財を社会財と価値財という概念から説明した。社会財とは、消費の競合が起こらない（非競合性）および使用する人を排除できない（非排除性）から市場を通じて供給できない財を指す。一方、価値財は市場を通じて供給することも可能であるが、その充足に公共的利益がある場合に限り、公共予算から供給される財である¹⁾。加えて、非公共財という意味から、市場のみから供給され、私的欲求を充足させる財・サービスを私有財と定義した。

ここで、彼は価値財を議論の対象から除外し、個人的選好と現在の分配状況とによって決定された消費者の有効需要に応じて、資源配分がすすめられる社会財モデルを構築した。すなわち、消費者主権への政府介入の有無を基準とする「価値財—社会財・私有財」の枠組みを提示したといえるであろう。

この公共財理論の枠組みを芸術支援政策の検討に適用してみたい。消費者主権が確立している世界を考えると、非競合性あるいは非排除性の性質を持つ芸術関連の財・サービスは社会財であるが、それは市場を通じた私有財でもあって、ボーモルが指摘するように混合財と呼ぶのが妥当であろう。この場合、当然、住民の嗜好は十分に反映されるとみなされる。

一方、常に芸術関連財の消費者主権が確立されているとはいえない。その理由は供給側と需要側に情報の非対象性がある場合が多く、消費者の選好が適切に表示されるとは限らないからである。その場合の公共的利益は「芸術分野における消費者主権の確立」であるので、公共体はこれにふさわしい芸術関連財、すなわち一種の価値財供給を優先せざるをえない。この時、社会財、私有財にある種の価値財を加えた3種類の芸術関連財が存在することは明らかである。

次に、この議論を実際の芸術支援政策に照らして検討しよう。すでに、芸術

1) Musgrave (1959) pp. 10-20 参照。

分野に関する消費者主権が確立している場合には、芸術関連財の大半は私有財あるいは混合財として市場の交換を通じてもたらされることは明らかである。しかし、消費者主権が確立していなければ、公共体は消費者主権を確立するために一種の価値財を供給することになる。さらに、この状態が続けば、芸術分野における消費者主権が次第に確立されるはずであるから、この一種の価値財の存在意義は認めがたくなり、消費者による混合財の選択が次の中心課題となる。したがって、芸術分野における一種の価値財は消費者主権確立までの間、一時的に供給される過渡的な公共財という性格を持つ。

こうした問題意識から、本論文はイギリスの芸術支援政策の発展とその限界に関する研究を3つの観点からすすめる。

2. 芸術支援政策の財政動向

一般論として、財政動向の潮流を整理すると、A.スミスの財政論は国家の役割を極めて限定していたが、第二次世界大戦後、先進諸国が国民全体の福祉の向上をめざす福祉国家への道を歩み始めた結果、国家の責務は拡大解釈され、公共財の供給量は飛躍的に増大した。しかし、1970年代以降、税収が伸びず、財政赤字が拡大し始めると、先進諸国は以前の財政規模を過大とみなし、逆に財政抑制を図る「小さな政府」を志向し始めたと考えられる。しかし、経済的にゆとりが生じた住民は単なる生活の安定以上の多様化した行政ニーズを求めはじめたことから、公共財に対する需給ギャップが生じたことも指摘できる。

こうした視点をふまえながら、公共財理論を基礎とした芸術支援政策の財政モデルを検討すると、その初期段階では、一種の価値財と社会財の併存が財政規模の拡大に直接結び付くことが考えられる。そして、この効能があらわれ、芸術分野の消費者主権が確立した時点で、芸術関連財は消費者の嗜好に適應した私有財と混合財に限定され、公共財全体の供給規模は抑制されるという仮説が成立する。しかしながら、現実には芸術関連の公共財は増加し続ける場合が多く、この仮説が当てはまらないのもまた事実といえる。本論文では、一次資

料の検討を通じて、この仮説の検証をすすめたい。

3. 芸術支援政策と政府の役割——消費者主権と助成金芸術——

政府の役割という視点から芸術支援政策をみると、個人と民間企業の自発的な選択を政府が支援する場合と政府自らが主体的な役割を果たす場合が想定される。

はじめに、第一のタイプでは、政府の消極的な姿勢がうかがわれ、支援すべき芸術活動の評価とその支援方法、これらを賄う財源は基本的に民間セクターおよび非営利セクターに委ねられる。したがって、政府の役割は租税制度等の法的ルールを整備するに留まり、市場による自由取引に近い社会環境を整備することで、消費者主権的性格を盛り込んだ芸術の創造と享受の関係を構築することと理解できる。しかし、これが真に公共的な意志決定となるには、①その社会における多様な価値観を反映する芸術活動と芸術支援団体の存在、②個人、民間および非営利セクターが自発的選択をする根拠となる情報へのアクセス権の保障、③これらのセクターによる社会的評価を可能にするコミュニケーションの場の形成、といった諸条件が求められるが、その達成は容易ではないといえよう。

一方、政府が積極的に公共財を供給する場合、公的機関が芸術活動の社会的評価を行い、各芸術団体へ助成金を交付するが、そこには直接、民意を問えない助成金芸術 (Subsidized Arts)²⁾の問題が存在する。ピーコックはイギリス芸術支援政策における助成金芸術の問題点を以下のように指摘する。本来、消費者主権の市場においては、生産者ではなく、消費者が資源配分を決定することに加え、資源と技術が許す限り安価で豊富な財を供給されなければならない。そのためには、①代替財を選択できること、②適切な代替財に関する情報を事

2) Waters (1988) 参照。助成金芸術では、公的機関が社会にとって望ましい内容と一定レベルの質を保持した芸術を価値財と定めた上で、補助金を差し引いた価格で市場を通じて供給する、あるいは直接供給される。

前に入手できること、③代替財の供給に自由な参入が認められることという三条件が認められる必要がある。しかし、芸術団体への助成金給付の場合、①'享受者である国民の関与なしに公的な専門機関が助成金給付により事実上資源配分(助成金給付)を決定していること、②'ある種の価値財供給が国家による一元的な価値観の押し付け、すなわち自由な情報入手の障害に結び付く可能性があること、③'助成金給付とはそれを受けない者に対する市場参入の制限になりかねないことという三つの理由から、国家による芸術支援は明らかに消費者主権を侵害するものといわざるをえない。

この指摘によれば、約半世紀にわたるイギリス芸術支援政策の歴史は一種の価値財である助成金芸術が抱える諸問題の解決方法を模索する足跡といえるが、本論文ではその歴史的分析を行うことを通して、芸術分野への価値財供給が抱える問題点を明確にする。

4. 芸術支援政策における政府組織モデルの変遷

芸術支援政策における政府組織の変遷を整理する前に、ストーカーとヤングによる戦後イギリスの政府組織モデル仮説を紹介する³⁾。

まず第一に、政府の介入は国民に対する最低限の生活保障や様々な社会的不平等の是正といった観点から推進されてきたが、それは公共体の権限と規模の拡大を同時に導くものであったと考えられる。その結果、先進諸国では強固な官僚制度が構築されたが、これは命令と規制による統治を基本とするヒエラルキーモデルの形成といえよう。このモデルの利点は社会秩序を構築し、安定させることにあるが、同時に①社会環境の急激な変化に対する反応は遅れがちになる、②市民全体のニーズよりも自らが作った規制を優先しがちである、③それまでの経験を生かす学習能力に欠ける、④実際の問題は複合的な原因で発生しており、縦割行政による個別対応では解決が困難といった欠点を指摘できる。

これに対して、サッチャー政権における市場万能主義を前提とする政府組織

3) Stoker & Young (1993) chap. 6 参照。

モデルは官僚制度批判の側面は持っているものの、逆にある種の市場主義⁴⁾に傾斜した。具体的には①行政サービスの効率化、計量化（例えば公的サービスの外注化）、②公的事業による収益拡大⁵⁾（例えば都市再開発事業等の積極的な推進）の二種類に分けることが可能である。そのうち、第一の視点は民間セクター（営利、非営利問わず）が常に効率性で優れているという前提に立って、公共体の役割を従来のサービス供給者からサービスの委託者／購入者へ転換させるものであった⁶⁾。この場合、公共体の役割は政策立案や財政面での責任を担うものの、実際のサービス供給については民間企業等に外注し、必要な量を購入するだけに留まる。

そこで、将来的な政府組織モデルとして、公共体がその中核を担い、政策立案や財政面での責任を果たすネットワークの重要性をストーカーとヤングは指摘している。その場合、行政の役割は民間セクターの自主的な活動を公共的な観点から評価し、側面的な支援をするものに限定される。これは従来からのヒエラルキーモデルや単純な市場主義モデルと比べた場合、はるかに柔軟で総合的であり、即応的な統治手法と考えられる。一方、このモデルを消費者の側からみれば、多様な価値観を持つ非営利団体が個別に反応し、各々異なる財を供給することを通して、（市場取引よりは制約があるが）消費者が多様な選択肢の中から自由に選ぶことのできるシステムであると評価しうる。

以上、3つの政府組織モデルを先に議論したイギリス芸術支援政策の類型に

- 4) この問題を自治体側からとらえた著作として Williams & Webb (1992)、ボランティア団体からとらえたものには Hawley (1992) がある。
- 5) 1970年代以降、文化施設を開発計画に組み込むケースが流行した。Snedcof (1985) は全米各都市の事例を簡潔にまとめている。またアメリカの都市再建運動と芸術振興については Frieden & Sagalyn (1989) pp. 336-353 参照。その一方で、こうした都市開発優先の文化政策を「パリは数々の文化イベントと記念祭に彩られ、大統領の事業を誇示する記念建造物に埋めつくされている」と Fumaroli (1991) は批判する。また、新たな歳入源の発掘を目指したこうした都市開発の推進は不安定な景気動向や事業所スペースの過剰供給等からむしろ失敗するケースも多い。
- 6) これは「イギリスの公共体から補助金文化を一掃し、契約文化をもたらした」といわれる程の大きな変化であったが、こうした政府組織への市場主義の導入は必ずしもうまくいったとはいえない。その理由として、福祉サービスの外部化による効率化に対する疑問に加え、市場の寡占状態の発生による利用者のニーズとの乖離、消費者側におけるサービスに関する情報とサービスを選択する能力の不足、取引における供給側の優位性などが指摘されている。河島 (1994) 参照。

適用してみたい。ヒエラルキーモデルは公共体自らが供給主体となって、積極的な公共財供給を行う従来からのACGBの手法に適合するのに対し、芸術の創造と享受の関係における公共財供給をできるだけ少なくしながら、公共体は個人の自由な選択を保障する責任だけを負うという1980年代以降の手法は市場主義的モデルの代表例といえる。さらに、ストーカーとヤングが提唱したネットワークモデルは将来的な芸術支援モデルと仮定できる。本論文では、ACGBの財政分析をとおして、この仮説を実証したい。

II ACGBの概要とその財政動向

1. イギリスにおけるパトロンの変遷——歴史的にみた芸術と社会との関わり——

概していえば、イギリスにおける余暇⁷⁾は産業革命の前後および社会階層によって全く異なるものと評価できる。産業革命以前は上流階級だけが自ら庇護した芸術活動を享受し、余暇を楽しんでいたが、大半の庶民は飲酒や賭博、残酷な見世物に興じるのみで、両者の余暇生活は全く相容れないものであったと思われる。

しかし、産業革命による経済成長は自由時間の拡大と実質所得の増加を庶民階級の一部に導き、中流階級という新たな社会階層を生み出した。そして、これが①余暇に対する政府による啓蒙と規制⁸⁾(理性にかなった娯楽の強要：図書館、公園、博物館/美術館の整備とその無料利用、および飲酒やたばこに対する課税、賭博や見世物の規制)、②消費者層の拡大による余暇活動の産業化(金銭で購入するレジャーの成立：リゾート都市の発展や観光産業の定着、パブから発展したミュージックホールの隆盛)⁹⁾に結び付いたと考えられる。

次に、産業革命以降の芸術と社会との関係をパトロンの変容という視点から

7) 世界で最初に工業化したイギリスを「工業化以後」の経験が最も長い余暇先進国と位置付け、社会史として探った著作としては、川北(1987)、長島(1987)があげられる。また、経済史では荒井(1989)の著作がある。

8) イギリスにおける文化行政の枠組みについては、Waters(1989)参照。

9) 小池(1991) pp. 197-216 参照。

みると、特に音楽・文芸分野において①大量生産を可能にする技術革新、②消費者の所得増加、③流通産業の発達という三要素が大量消費を誘引し、いわゆる「芸術のサービス産業化」「パトロンの大衆化」¹⁰⁾を導いたことがわかる。例えば、当時のロンドンの音楽市場はすでに欧州最大の規模を誇り、19世紀を代表する作曲家のコンサートが上流階級を対象に数多く開催される一方で、庶民も年数回程度は安い演奏会を楽しんだ¹¹⁾。

さらに、20世紀半ばになると、①従来からのパトロンの資金力の相対的な衰退、②多様で競争力のある新たな余暇産業（テレビ、プロスポーツ、ロック音楽、大衆小説等）の登場によって、既成の芸術分野の市場競争力が奪われた結果、政府がパトロンの役割を果たすようになった。したがって、イギリスにおけるパトロンの変遷を総括すると、19世紀前半までの少数の有力なパトロン（国王、教会、貴族、資本家）から、芸術の産業化が大衆のパトロンを導き、第二次世界大戦後、政府がパトロンの役割を担うことに至るという一連の潮流としてまとめられる。

2. ACGBの基本構成

1946年発足したACGBは①芸術に関する知識、理解、実践の普及と改善、②国民の芸術の享受能力と機会を高めること、③政府機関、地方自治体、関連団体への助言と協力といった三つの基本目標を達成するため、1993年に廃止されるまでの約半世紀間、イギリス芸術支援政策を中心的に担った¹²⁾。

その組織¹³⁾は最高決定機関である評議会と芸術分野ごとのアドバイス組織、実務を担う事務局、および地方機関から構成されている。そのうち、評議会は年数回の会議を通して、ACGBの全般的な方針を決定する最高決定機関であ

10) パトロンの大衆化については、小林（1994）参照。また、文芸については、出版技術の発達と識字率の向上が作家のパトロンからの独立を促進したと考えられる。

11) 長島（1987）pp. 164-168 参照。

12) ACGB（1968）参照。

13) Huntchison（1982）pp. 162-170 参照。

るが、地方芸術委員会の会長や芸術団体等から推薦された者など20人以下の評議員から構成されている。また、アドバイス組織は業務別あるいは芸術形態別に組織されている。ここでは無給で外部専門家を委員に招き、助成方針や個別の助成案件についての助言が行なわれる。

一方、事務局には、事務総長を頂点として、芸術形態や業務ごとに部局があり、助成案件の決定や企画調整などの日常業務を担っている。なお、歴史的に見ても、予算項目はこの部局編成に対応していることから、イギリス芸術支援政策は部局ごとの縦割りで遂行されていると考えられる。さらに、地方機関はスコットランド芸術評議会 (Scottish Arts Council: 以下 SAC) およびウェールズ芸術評議会 (Welsh Arts Council: 以下 WAC)、イングランドの地方機関に分けられる¹⁴⁾。ただし、SAC と WACについては、ACGB から補助金は受けるものの、その業務は全く独立しており、逆にみれば、ACGB は芸術助成金給付の中継点にすぎない。しかし、イングランドにおける地方機関にはやや複雑な経緯がみられる¹⁵⁾。

もともと、ACGB 設立直後から地方でのコンサートや展覧会等を企画運営する地方事務所が全国各地に設立されたが、ACGB による芸術の直接供給が少なくなると共に、その役割を終え、結局1956年までにその大半は閉鎖されるに至った。その後、芸術文化における中央集権化への批判が高まり、各地で草の根レベルの芸術振興¹⁶⁾ が盛り上り、1960年代から1970年代初めに地方自治体と地元企業の主導による地方芸術協会 (Regional Arts Association: 以下 RAAs) が次々と全国各地で設立されたのである。なお、この RAAs は ACGB からの支援を受けているものの、1991年までは比較的自由な運営を保障されていた。

14) 北アイルランドについては、北アイルランド地方政府の下部組織に同様の組織がある。

15) Huntchison (1982) pp. 117-135 参照。

16) Willatt (1971) p. 3 参照。

3. 財政動向からみたACGBの発展過程¹⁷⁾

歴史的にみると、イギリス芸術支援政策にかかる費用は政府予算の0.1%程度にすぎない。ここでは、約半世紀にわたるACGBの財政動向を考察する。その際、第一次ウィルソン内閣発足(1964年)と第一次サッチャー内閣発足(1979年)を戦後イギリス芸術支援政策の各転換点と位置付け、時期区分を前期(1946年～1964年)、中期(1964年～1979年)、後期(1979年～1993年)に分けて、議論を進める。

(1) 歳入

ACGB設立以来、その歳入のほとんどは中央政府からの補助金(以下ACGB補助金)であったことから、ACGBの予算規模はこの補助金に従属しているといえる¹⁸⁾。したがって、財政規模の推移を探るためには、ACGB補助金の歴史的变化に言及すればよい。そこで、三期に分けてACGB補助金の推移をみると、前期には約5.8倍、中期には約18倍、後期には約2.5倍と各々増加しており、特に中期における増加率が高いことがわかる。さらに、5年間増加率を比べても、1970年代前半の増加率が166%増と最も高く、次いで1970年代後半が159%増、1960年代前半が153%増となっていることから、これらの時期に補助金が急増したことがうかがえる。逆に1950年代前半の増加率は19%増、1980年代前半が66%増、1980年代後半は61%増とそれぞれ低いものであった。

(2) 歳出

まず、芸術助成の地域格差に注目すると、ロンドンとそれ以外のイングランド全体との助成金比率はほぼ1:1であり、この20年間でほとんど変化はみられないことがわかる。しかし、ロンドンの人口規模がイングランド全体の約15%に過ぎないことを考慮すれば、歴史的なロンドンへの助成金集中傾向がうかがえる¹⁹⁾。

17) この財政データは各年度のACGB年次報告書から作成した。

18) 例えば1992年度における政府補助金のACGB歳入全体に占める割合は99.6%を占めた。

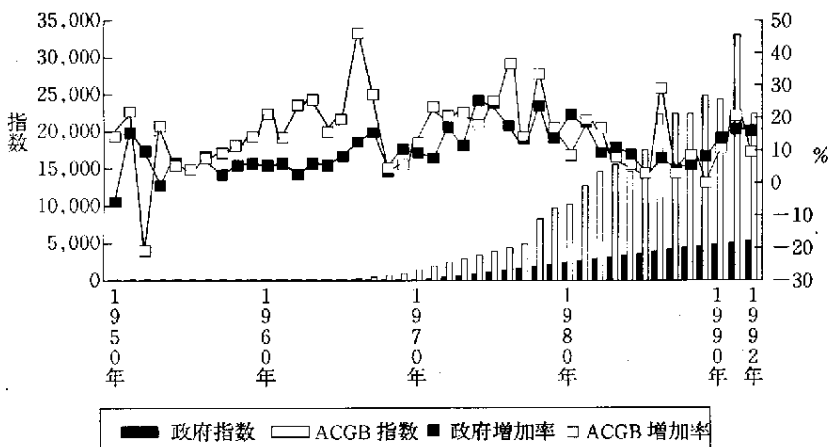
19) Webber & Challans (1993) p. 14 より引用。

表1 政府歳出とACGB補助金の推移

年度	政府歳出 (100万£)	5年間 増加率	指数 (1950年=100)	ACGB (千£)	5年間 増加率	指数 (1950年=100)
1950年	3,437	—	100	675	—	100
1955年	4,763	35.65%	136	820	18.94%	119
1960年	6,053	30.85%	178	1,500	88.28%	224
1965年	8,456	35.41%	240	3,910	152.64%	566
1970年	14,086	63.77%	394	9,300	133.85%	1,323
1975年	36,047	119.44%	864	28,850	166.02%	3,520
1980年	76,170	122.41%	1,921	70,970	158.92%	9,113
1985年	110,127	60.80%	3,089	106,050	66.19%	15,114
1990年	164,024	44.32%	4,458	175,792	60.62%	24,324

(資料) 各年度のACGB報告書から独自に作成。なお、物価上昇分を割り引いた実質金額で表示している。

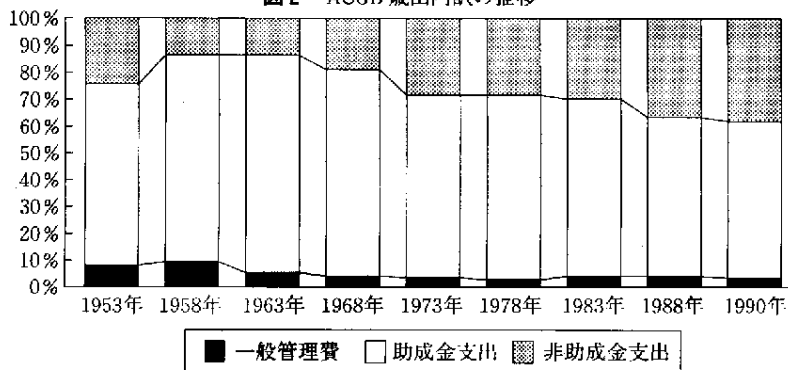
図1 政府予算とACGB補助金の推移



次に、歳出内訳を見ると、その種類は①組織活動を維持するための経費である「一般管理支出」、②ACGBによる個別の芸術活動への助成にあたる「助成金支出」、③納税者の芸術アクセスの向上や専門家の育成等の芸術活動を側面

から支援する「非助成金支出」に分類できる。そして、前期にはACGBが予算配分権を直接行使できる「助成金支出」が全体の8割以上を占めていたのに対し、「非助成金支出」の比率は1割程度にすぎなかった。しかし、中期から後期にかけて「助成金支出」の割合が徐々に6割程度までに減少する一方で、その分「非助成金支出」が急増したことがわかる。このような推移の原因を探るために「助成金支出」と「非助成金支出」の各々の歴史的動向を次に分析する。

図2 ACGB歳出内訳の推移



(a) 助成金支出の動向

ACGBが直接助成を行う基本的な芸術分野には、オペラ/バレエ、音楽、演劇、視覚芸術、文学の五分野があげられる²⁰⁾。まず始めに、特定団体への助成金の集中度をみると、国営団体への助成金は年々減少傾向にあるが、多額助成上位20団体に対する助成金合計は常に全助成金額のほぼ半分を占めていることから、特定の芸術団体に対する助成を重点的に行うことがイギリス芸術支援政策の歴史的な特徴の一つといえる²¹⁾。

次いで、全体的な動向を時期別にみると、前期はオペラへの助成が常に全体

20) この芸術分野の分け方については、Willatt (1971) を参考にした。

21) Webber & Challans (1993) pp. 14-15 より引用。

表2 主たる支援先における助成金額の推移 (単位: 百万円, %)

	1972年	1980年	1990年	1992年
全 体	10.3 (100)	54.7 (100)	141.2 (100)	178.2 (100)
London	5.1 (49)	27.5 (50)	71.1 (50)	—
Rest of England	5.2 (51)	27.2 (50)	71.1 (50)	—
上位 20 団体	5.4 (52)	29.3 (54)	73.4 (52)	90.1 (51)
国 営 4 団 体	3.5 (34)	21.4 (39)	40.8 (29)	50.2 (28)
Royal Opera House	1.75 (17)	8.2 (15)	15.9 (11.3)	19 (10.7)
English National Opera	0.94 (9.1)	5.5 (10.1)	9.1 (6.4)	11.4 (6.4)
Royal National Theatre	0.4 (3.9)	5.2 (9.5)	9 (6.4)	11.1 (6.2)
Royal Shakespeare Company	0.43 (4.2)	2.5 (4.6)	6.8 (4.8)	8.8 (4.9)
England 地方機関への補助金	0.78 (8)	7.7 (14)	33.4 (24)	44 (25)

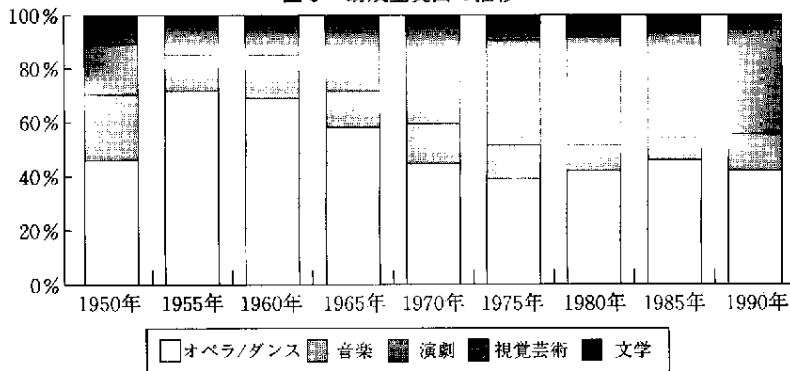
(資料) Webber & Challans (1993) より作成。

の4～6割を占めており、しかもその大半はRoyal Opera House (以下ROHと略)への助成金であったことから、特定団体への集中的な助成傾向が明白である。しかし、中期になると、オペラ分野の比率が半減し、1974年度以降は演劇分野が最大の助成分野となった。また、音楽分野への助成比率もこの時期を通して徐々に減少している。こうした変化の理由としては、①演劇分野の助成団体数の急増、②演劇の国営団体への助成額の相対的増加、③演劇自体の観客の急増などが推察される。さらに、後期は助成金の伸びは抑制されているが、助成団体数自体はこの時期急増していることから考えると、一件あたりの助成金額が相対的に抑制されていることがわかる。

(b) 非助成金支出の動向

一方、非助成金支出については、①芸術アクセスの改善→住民の芸術享受機会を増加させるための支出、②訓練/教育→芸術家の養成や青少年の芸術体験の確保、③地方機関支援→地方芸術支援機関への補助金の三分野に分けることができる。

図3 助成金支出の推移



芸術アクセスの改善には、全国各地に劇場やコンサートホールを整備する「芸術施設整備 (Housing the Art)」、芸術享受の機会が少ない地方でコンサートや公演、展覧会を行う「巡回公演事業 (Tour)」、コミュニティレベルでの芸術活動の場を整備する「地域芸術事業 (Art Center または Community Art など)」があげられる。そして、これらの分野は予算面ではいずれも数%のシェアを占めているのに過ぎないが、重要な政策課題として位置付けられていた²²⁾。また、芸術訓練/芸術教育とは、①将来芸術家になるための専門的な教育課程の充実と②青少年の芸術体験を増加することであるが、これらは助成全体の1%未満を占めるにすぎず、将来的な教育投資が軽視されていることがわかる。

一方、地方芸術機関への補助金には、「SAC/WAC への補助金」と「RAAs への補助金」に大別できる。このうち、SAC/WAC 補助金については、1950年代から実施されており、平均して SAC 補助金が全体の10%前後、WAC 補助金が7%前後を占め、この比率はほぼ固定されているといえる。しかし、各RAAs への補助金総額をみると、1960年代は予算全体の1~2%、1970年代は5~10%、1980年代は10~20%と一貫して増加傾向が続いていることから、

22) ACGB (1979) pp. 12-13 参照。

この RAAs 補助金の増加がそのまま非補助金支出の増加を導いたと推測できる。このような助成金支出の恒常的な増傾向と非助成金支出の中期以降の急増傾向から、ACGB 財政の膨張傾向を明確に認めることができる。

第3章では、福祉国家政策とサッチャリズムという戦後イギリスの二つの政治潮流に注目し、サッチャー政権発足を境にした時代区分をした上で、ACGB の財政動向を規定した芸術支援政策の基本的な枠組み、さらには政策目標と問題意識の変遷、政策転換をめぐる議論等について考察する。

主要参考文献

- 荒井政治『レジャーの社会経済史 イギリスの経験』東洋経済新報社、1989年。
Arts Council of Great Britain, Arts Council of Great Britain Organization and Procedures, London, 1979.
Frieden, B. J., & Sagalyn, L. B., Downtown, Inc. How America rebuilds Cities, 1989.
(北原理雄監訳『よみがえるダウンタウン アメリカ都市再生の歩み』鹿島出版会、1992年.)
Fumaroli, M., L'etat Clutrel, une religion moderne, 1991. (天野恒雄訳『文化国家——近代の宗教——』みすず書房、1993年.)
Hawley, K., From Grant to Contract, 1992.
Hutchison, R., The Politics of the Arts Council, 1982.
川北稔編『「非労働時間」の生活史——英国風ライフ・スタイルの誕生——』リポート、1987年。
河島伸子「高福祉国家の裏側と変容——1980年代以降のヨーロッパの社会政策」西山邦彦編『Human Studies』第12号、電通総研、1994年。
小池 滋『もうひとつのイギリス史 野と町の物語』中公新書、1991年。
小林章夫『大英帝国のパトロンたち』講談社選書メチエ、1994年。
Musgrave, R. A., The Theory of Public Finance: a Study in Public Finance, 1959.
(木下和夫監修『財政理論』有斐閣、1962年.)
長島伸一『世紀末までの大英帝国 近代イギリス社会生活史素描』法政大学出版局、1987年。
Peacock, A. T., Public Patronage and Music: An Economist's View, York, 1968.
———, Welfare Economics and Public Subsidies to the Arts, The Manchester School of Economics and Social Studies, Vol. XXXVII, No. 4., 1969.

- , *The Economics of Museum and Galleries*, *Lloyds Bank Review*, 1974.
- , *Economics, Cultural Values and Cultural Policies*, Towse, R. & Khakee, A. (ed), *Cultural Economics*, 1992.
- Snedcof, H. A., *Cultural Facilities in Mixed-Use Development*, 1985. (伊藤杏里訳
【都市開発と文化施設 複合用途開発の新たな戦略】鹿島出版会, 1992年.)
- Stoker, G. & Young, S., *Cities in the 1990s*, 1993.
- Waters, I., *Entertainment, Arts, and Cultural Service*, 1989.
- Webber H. & Challans T., *A Creative Future*, 1993.
- Wilding, R., *Supporting the Arts, A Review of the Structure of Arts Funding*, 1989.
- Williams, H. S. & Webb, A. Y., *Outcome Funding*, 1992.
- Willatt, H., *The Arts Council of Great Britain the First 25 Years*, 1972.